

令和 3 年度決算に係る

定 期 監 査

資 料

決 算 審 査

令和 4 年 7 月

危機管理局原子力安全対策課

目 次

| | | |
|----|--|------|
| 1 | 前年度指摘事項等に対する措置等 | 1 頁 |
| | (1) 指摘事項 | |
| | (2) 監査意見 | |
| | (3) 決算審査意見 | |
| 2 | 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況 | 1 頁 |
| 3 | 職員の定員、現員調べ | 1 頁 |
| 4 | 役付職員の調べ | 1 頁 |
| 5 | 主な事業に関する調べ | 2 頁 |
| 6 | 決算資料（総括表） | 9 頁 |
| 7 | 事業別実施状況調べ | 10 頁 |
| 8 | 予備費の充用調べ | 11 頁 |
| 9 | 繰越関係調べ | 11 頁 |
| | (1) 継続費通次繰越調べ | |
| | (2) 繰越明許費調べ | |
| | (3) 事故繰越調べ | |
| 10 | 収入証紙取扱調べ | 11 頁 |
| 11 | 現金の取扱状況 | 11 頁 |
| | (1) 現金取扱状況 | |
| | (2) つり銭の状況 | |
| 12 | 財産に関する調べ | 12 頁 |
| | (1) 公有財産 | |
| | (2) 金券類の保有状況 | |
| | (3) 基金 | |
| | (4) 債権 | |
| 13 | 財産の貸付け及び使用許可調べ | 14 頁 |
| | (1) 土地及び建物 | |
| | (2) 物品（1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの） | |
| 14 | 借受不動産明細調べ | 14 頁 |
| 15 | 職員駐車場の管理状況調べ | 14 頁 |
| | (1) 管理状況 | |
| | (2) 減免の考え方 | |
| | (3) 使用料の見直し | |
| 16 | 寄附物件の受納状況調べ | 14 頁 |
| 17 | 備品の処分状況調べ | 15 頁 |
| 18 | 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ | 15 頁 |
| | (1) 亡失、損傷の報告状況 | |
| | (2) 物品確認の実施状況 | |
| 19 | 貸付金等状況調べ | 15 頁 |
| | (1) 総括表 | |
| | (2) 償還状況 | |
| ○ | 意見、要望等 | 16 頁 |

注 個別調査事項（共通様式以外の個別資料様式に示されている事項）がある場合は、「○意見、要望等」の前に、その個別調査事項を記載すること。

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

(3) 決算審査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

| 種別 区分 | 事務職員 | | 技術職員 | | 現業職員 | | 合計 | | 備考 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
| | 4.4.1 現在 | 3.4.1 現在 | 4.4.1 現在 | 3.4.1 現在 | 4.4.1 現在 | 3.4.1 現在 | 4.4.1 現在 | 3.4.1 現在 | |
| 定員 | 12 | 14 | 1 | 0 | 0 | 0 | 13 | 14 | |
| 現員 | (0) 12 | (1) 14 | (0) 1 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 0 | (0) 13 | (1) 14 | (育休) |
| 過不足(△) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 臨時的 任用職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 会計年度 任用職員 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 一般事務 |

4 役付職員の調べ

(令和4年7月1日現在)

| 職名 | 氏名 | 在職期間 | | 備考 |
|------------------------|-------|------|----|-------------------|
| 原子力安全対策課長兼原子力環境センター副所長 | 木本 達也 | 4 | 3 | 継続する在職期間 5年5カ月 |
| 参事 | 松尾 昌和 | 3 | 3 | |
| 参事 | 但馬 浩生 | 0 | 10 | 継続する在職期間 4年3カ月 |
| 課長補佐 | 木下 和夫 | 0 | 10 | |
| 課長補佐 | 村上 嘉一 | 2 | 3 | 継続する在職期間 5年3カ月 |
| 課長補佐 | 大森 宏治 | 1 | 3 | |
| 課長補佐 | 河本 慎司 | 0 | 3 | |

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

| 事業名 | 決算額 | 財源内訳 | | | |
|-----------|-----------------------------|---------|----|-----|------|
| | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 |
| 原子力防災対策事業 | 465,933 | 465,199 | 0 | 794 | 0 |
| 将来ビジョン | Ⅲ【守る】鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ | | | | |
| 令和新时代創生戦略 | - | | | | |
| 政策項目 | - | | | | |

(概要)

【I 原子力防災対策】

○原子力防災対策に関する基本的な考え方

- ・原子力災害は、まずは十分な安全規制によりその発生を防止することが基本であるが、平素から防災計画の策定、防災訓練、資機材整備等を実施しておくことにより、災害時に迅速かつ的確な対応ができる。
- ・また、土砂災害等と同じく災害対策基本法の体系下で、同法の政令において災害の一つの原因として「放射性物質の大量の放出」が定められ、防災に関して基本的な責務を有している。(地域住民の安全の確保は地方公共団体が一義的に担う。)しかしながら、原子力災害の特殊性、原子力防災には専門的知見や特別な装備が必要であり地方公共団体だけでは限界があること、安全規制は国が一元的に実施していることから、原子力事業者の責任ある対応を必要とし、国や事業者の果たすべき役割と責任は大きい。
- ・このため、災害対策基本法の特別法である原子力災害特別措置法(原災法)に基づき、国、事業者、関係機関等と連携して原子力防災を行う。
- ・原子力安全対策課は迅速かつ的確な防護措置の実施とこれらを実現可能とする体制の整備を行っていく。

1 目的及び事業の実施状況

(1) 目的

「鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)」(災害対策基本法第40条に基づき作成)等に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所(以下「島根原発」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(以下「人形峠センター」という。)における原子力防災対策を実施することにより、県民の安心安全を図る。

(2) 事業の実施状況

ア 島根原発に係る原子力防災対策の充実

境港市から西方約17kmの地点にある島根原発に係る原子力災害に備え、県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により、境港市全域及び米子市の一部が島根原発に係るUPZ(緊急防護措置準備区域(概ね30km圏))に位置付けられていることを踏まえ、原子力防災対策の一層の充実を図った。

(ア) 原子力防災連絡会議

島根・鳥取両県及び島根原発周辺30km圏6市(米子市、境港市、松江市他)の防災関係の部長級職員等で構成する「原子力防災連絡会議」において、島根原発に係る防災体制について協議し連携して対応を行った。

| 日程 | 議題 |
|-----------|--|
| 令和3年9月6日 | <ul style="list-style-type: none"> ・島根地域の緊急時対応のとりまとめについて ・令和3年度原子力防災訓練について ・島根原発2号機の新規制基準審査に係る住民説明会の開催検討等について |
| 令和4年3月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について ・令和3年度原子力防災の取り組みについて等 |

(イ) 島根地域原子力防災協議会

防災基本計画に基づき、「島根地域原子力防災協議会」において、関係自治体の避難計画や国の対応等をまとめた「島根地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的であることが確認された。その後、内閣府は、9月7日の原子力防災会議（原子力基本法に基づき内閣に設置、議長：内閣総理大臣）において協議会の確認結果について報告し、了承された。

| | | |
|-----|-----------|----------------------|
| 第1回 | 令和3年7月30日 | ・「島根地域の緊急時対応」の確認について |
|-----|-----------|----------------------|

(ウ) 島根地域原子力防災協議会作業部会

鳥取県・島根県及び関係市の担当課長や関係省庁の担当者等で構成する島根地域原子力防災協議会作業部会を設置し、作業部会において「島根地域の緊急時対応」について検討・とりまとめ作業を行った。

| 作業部会 | 日程 | 議題 |
|------|-----------|--|
| 第28回 | 令和3年4月30日 | ・「島根地域の緊急時対応(案)」についての今後作業 |
| 第29回 | 令和3年5月25日 | ・PAZ内の全面緊急事態における対応について |
| 第30回 | 令和3年6月10日 | ・UPZ内の緊急時対応について |
| 第31回 | 令和3年6月30日 | ・「島根地域の緊急時対応」の作成について ・「今後取り組む主な課題」への取り組み状況 |
| 第32回 | 令和3年7月6日 | ・「島根地域の緊急時対応」の作成について |
| 第33回 | 令和3年7月29日 | ・「島根地域の緊急時対応」について ・島根地域原子力防災協議会（第1回）の開催について |
| 第34回 | 令和4年3月3日 | ・令和3年度島根県原子力防災訓練について ・令和3年度鳥取県原子力防災訓練について |

イ 訓練

(ア) 島根原発原子力防災訓練（島根県等との合同）

| | |
|--------|---|
| 実施日時 | 令和4年2月2日（水）8：30～12：00（図上訓練） ※新型コロナウイルス感染症拡大のため、避難対応能力の練度維持に必要な訓練に限定して実施。 |
| 主催 | 鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市 |
| 実施場所 | 鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、鳥取県原子力環境センター、島根原発 他 |
| 参加者 | 鳥取県内参加者 9機関、約50名 |
| 参加機関 | 鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、内閣府、中国地方整備局、鳥取地方気象台、自衛隊鳥取地方協力本部、中国電力株式会社 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市 他 |
| 訓練想定 | 積雪期に島根県東部を震源とした地震が発生後、島根原発2号機において、非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至り、その後、放射性物質が放出され、UPZ内住民に一時移転（避難）が指示されることを想定。 |
| 主要訓練項目 | ①災害対策本部の対応の検証 ②感染症予防拡大防止対策の検証 ③積雪期における避難体制の検証 |
| その他 | 鳥取県単独機能別訓練を実施 8月8日：船舶避難訓練、8月21日：避難退域時検査訓練、県営避難所開設訓練 11月5日：大型ヘリ輸送訓練 |

(イ) 人形峠センター原子力防災訓練

| | |
|------|---------------|
| 実施日時 | 令和3年11月16日（火） |
| 主催 | 鳥取県、岡山県、三朝町 |

| | |
|--------|--|
| 実施場所 | 鳥取県庁、岡山県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、上齋原オフサイトセンター、三朝町役場、鏡野町役場、人形峠センター 等 |
| 参加者 | 鳥取県内参加者 約70名 |
| 参加機関 | 鳥取県、鳥取県警察本部、三朝町、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、原子力規制庁上齋原原子力規制事務所、岡山県、鏡野町、人形峠センター等 |
| 訓練想定 | 人形峠センター内において塗装作業中に火災事故が発生し、六フッ化ウラン（UF6）を格納したシリンダが加熱され破損。シリンダからUF6が漏えいし、その漏えい量が原子力災害対策特別措置法第10条に規定する量に達し、施設敷地緊急事態に発展することを想定。 |
| 主要訓練項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動段階～災害対策本部運営段階における防災関係機関の活動、相互連携手順の確認検証 ・ 事象進展に応じた情報収集、情報発信内容及び情報整理方法の手順確認、各機関との情報共有方法の確認及び習熟 ・ 原子力防災資機材等の操作方法の習熟 |
| 訓練内容 | <p>①本部等運営訓練（県庁・中部総合事務所・原子力環境センター・三朝町役場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関における事象進展に応じた情報収集・発信や対応手順の確認 ・ テレビ会議による担当会議開催を通じた情報共有方法の確認 <p>②オフサイトセンター訓練（上齋原オフサイトセンター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンター参集要員を対象とした機器操作習熟等を目的とした訓練 <p>③実動訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング訓練（機動モニタリング訓練等）（原子力環境センター、三朝町内） ・ 事象進展に伴う、交通規制手順の確認訓練（三朝町内） ・ 移動式ホールボディカウンタ車や三朝町、中部消防局に配備している防災資機材（テント等）の展開訓練や給水訓練（三朝町内） |

ウ 研修・普及啓発

| 事業名 | 概要 |
|-------------------|--|
| 原子力防災研修 | 県内の防災業務関係者が、放射線や原子力防災に係る専門的知識の習得、放射線測定器の操作や災害応急対策活動など緊急時の対応等について学ぶとともに、原子力災害現地対策本部図上演習等の国等主催の原子力防災研修に参加した。 |
| 原子力防災講演会 | 放射線や放射線防護などについて学び、県民に原子力災害時に適切な対応や行動をとっていただくために、県民を対象とした原子力防災講演会（リモート）を開催した。 【実施状況】 ①令和3年6月26日（土） 場所：米子市立図書館 参加者：26名 ②令和3年6月27日（日） 場所：境港市保健相談センター 参加者：7名 |
| 放射線研修会 | 県民、東部・中部地域の市町や県の職員等を対象とした放射線の防護等に関する研修会を市町と連携し、開催した。 【実施状況】 令和3年9月 ※オンデマンド配信 視聴者：約100名 |
| 現地研修会（見学会） | 原子力発電についての正しい知識と防災・安全対策などについて県民の方に知っていただくため、原子力防災現地研修会（島根県原子力防災センター及び島根原発の見学会）を開催した。 【実施状況】 ①令和3年5月24日（3名） ②11月19日（10名） ③令和4年3月15日（5名） |
| 原子力防災ハンドブックの作成・配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力防災ハンドブック（令和4年3月版）」の作成 <p>原子力災害時における情報の入手方法、屋内退避、避難時の注意点等を中心に、住民の方々が万が一の場合に使用するという視点で内容を充実させた。緊急時の対応の他、日頃の備え、放射線の基礎知識等を掲載し、県下全戸に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「とっとりの原子力防災2022」の作成 |

| | |
|----------|---|
| | 原子力防災対策、安全対策に関する取組状況をまとめ、県の取組の透明性の確保に繋がることを目的として作成し、市町村及び防災関係者等へ配布した。 ※ハンドブック、原子力防災2022ともに、県HPで公開している。 |
| 原子力防災アプリ | モニタリングなどの原子力防災に関する情報や避難経路や避難所等の住民避難に必要な各種情報を提供するスマートフォン用のアプリを運用した。 ダウンロード数：延5,665（令和3年度末） |

エ 原子力防災資機材の整備・保守〔島根原発・人形峠センター〕

原子力防災及び原子力災害発生時の応急対策のために必要な資機材等の整備、保守管理等を実施した。

【主な内容】

- ・島根原発に係る個人線量計・サーベイメータ・防護服等原子力防護資機材の維持管理、緊急時に関係機関とTV会議等を行う原子力防災ネットワークシステム等の保守管理等を行った。
- ・内閣府が道府県の原子力関連資機材情報を統一的に管理する「原子力防災資機材総合管理システム（NEMS）」を導入し、本県の資機材管理をNEMSに移行し、適切な管理を行った。
- ・原子力災害時避難円滑化モデル実証事業として道路監視カメラシステム改修や道路情報表示板等の維持管理を行うとともに、避難時間推計による事業の効果検証業務を実施した。

オ 原子力防災支援拠点の整備

原子力災害時における避難のさらなる実効性向上のため、原子力防災資機材の一括保管を可能とする原子力防災支援拠点の整備を進めた。

【主な内容】

- ・避難退域時検査用資機材の一括管理を行う原子力防災支援拠点（鳥取市松原地内）の整備に係る実施設計や測量調査を実施し、建設工事に着手した。（令和4年度に繰り越し）

カ 補助事業

三朝町の原子力防災に係る携帯電話の維持・管理費について補助金（国10/10）を交付した。

【Ⅱ 原子力安全対策】

○原子力安全対策に関する基本的な考え方

- ・原子力政策（発電）は国策である。原子力発電所に対する安全規制は国が行うものであり、地方自治体は権限を持たない。現行の法体系では、原子力発電所の安全確保等の権限と監督責任は一元的に国にあり、県は県民の健康と安全を守る責務がある。
- ・このため、法制度の枠外であっても、原子力安全協定等により実質的に発電所の安全確保を図る。また、国の安全規制において十分に機能していない点については、国に責務の遂行を要請していく。
- ・原子力安全対策課では、これらの的確な実施とこれらを実現可能とする体制の整備、技術力向上・蓄積を行っていく。

1 目的及び事業の実施状況

(1) 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、島根原発及び人形峠センターにおける原子力安全対策に必要な事業を実施することにより、県民の安全安心を図る。

(2) 事業の実施状況

ア 島根原発への対応

住民の安全・安心を確保するため、境港市から西方約17kmの地点にある島根原発の安全性確保について、より一層の向上を求めた。

(ア)「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に係る協定」及び「運営要綱」の改定協議

- ・ 県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、平成23年12月25日に本県、米子市、境港市及び中国電力が締結した安全協定等について、契約としての法的拘束力を持つが、立地県と文言が異なるため、中国電力に協定改定を強く求めて協議を重ねた結果、立入調査や措置要求などを本県に認める協定改定について合意した。

※ 安全協定改定に係る協議会：令和3年10月5日、10月22日、11月4日、令和4年2月18日、3月10日

(イ) 島根原発1号機への対応（廃止措置状況確認）

- ・ 平成29年4月19日に認可された廃止措置計画については、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間（第1段階）の実施に限り了解した。
- ・ 現在は第1段階の廃止措置が行われており、適宜、放射線管理区域外の機器の解体撤去の状況について、現地確認を行っている。なお、令和4年3月29日に中国電力は、廃止措置の第1段階を1年延長する届出（第1段階の終了時期を令和4年度とする届出）を原子力規制委員会へ提出した。

(ウ) 島根原発2号機への対応（審査状況確認、安全協定第6条に基づく事前報告への回答）

- ・ 平成25年11月21日に中国電力から安全協定第6条に基づく事前報告（設置変更許可申請に係る事前報告）がなされたことを受け、平成25年12月17日に最終的な意見を留保すると回答した。
- ・ 平成25年12月25日の申請から数えて184回の新規制基準適合性審査の審査会合をインターネットで視聴し、中国電力から情報提供を受けることで審査状況の確認を行った。
- ・ 令和3年9月15日に島根原発2号機が新規制基準に合格（原子炉設置変更許可）したことを受け、顧問ワーキンググループを7回、原子力安全顧問会議を2回開催し、審査結果等について審議を行った。また、住民説明会等（5回）、原子力安全対策合同会議（2回）、議員全員協議会等で説明を行い、米子市と境港市の意見を踏まえた上で県議会に諮り、令和4年3月25日に中国電力に対して7つの条件を付して規制基準に係る安全対策について了解する旨を回答した。

【住民説明会等】

| 開催日 | 場 所 | 内 容 | 参加者数 |
|--------|-----------------------------|---|------|
| 10月24日 | 米子市文化ホール メインホール | <住民説明会>【説明者】 ・ 島根原子力発電所2号機の審査結果 【原子力規制庁】 | 109人 |
| 10月30日 | SANKO 夢みなとタワー 1階多目的ホール | ・ 島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制 【内閣府】 | 69人 |
| 11月24日 | 鳥取県西部総合事務所 講堂 | ・ 国のエネルギー政策 【資源エネルギー庁】 ・ 島根原子力発電所の安全対策、必要性 【中国電力】 | 21人 |
| 11月18日 | とりぎん文化会館 梨花ホール | <避難計画説明会>【説明者】 ・ 島根原子力発電所2号機の審査結果 【原子力規制庁：録画映像】 | 27人 |
| 11月23日 | ホテルセントパレス倉吉 ケンジントン&フェルシー | ・ 原子力防災の取組と広域住民避難計画等 【鳥取県・米子市・境港市】 | 19人 |

(エ) 島根原発に関するトラブルへの対応

| | |
|---------------------|--|
| 労働災害及び管理事務所のバッテリー火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年5月17日に2号機原子炉建物地下1階で作業員の転落事故が発生。 ・ 翌18日には管理事務所（管理区域外）に保管している投光器用リチウムイオンバッテリーが発煙する火災が発生。 ・ 県は、火災当日に現地確認を行い、19日及び6月9日に徹底した原因究明と再発防止策、対応状況の報告等を中国電力に申し入れた。 |
| 文書管理不備事案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国電力は、原子力規制庁から平成26年に借用した文書を誤廃棄していたことを令和3年6月21日に原子力規制庁に報告。 ・ 県は、9月3日に再発防止の徹底等を中国電力に申し入れた。 |

イ 人形峠センターへの対応

(ア) 使用施設の使用変更許可（新增設計画）

- ・人形峠センターは、令和3年1月15日に原子力規制委員会へ使用変更許可を申請し、9月17日に使用変更許可を受けた。10月15日の原子力安全顧問会議により顧問意見をj得て、11月2日に三朝町とともに人形峠センターに対して了解する旨を回答した。

(イ) 人形峠センターに関するトラブルへの対応

| | |
|------------------|--|
| 濃縮工学施設部品検査室での焦げ跡 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月29日、濃縮工学施設部品検査室のコンセントに焦げ跡が発見され、火災と判断された。 ・県は、翌30日に現地確認を行い、12月1日に徹底した原因究明と再発防止策、今後の安全管理の徹底等を人形峠センターに申し入れた。 |
|------------------|--|

ウ 環境放射線モニタリングの実施

| | |
|------------------------|---|
| モニタリングシステムによる測定・監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定局や可搬型モニタリングポストによる空間放射線量等の連続測定を行い、監視するとともに県民にホームページで公表した。 |
| 環境試料サンプリング調査（試料採取及び分析） | <ul style="list-style-type: none"> ・人形峠センター周辺の平常時の環境放射線の状況を把握するため、三朝町内の土壌、樹葉、農作物、水等の環境試料の採取・分析を実施した。 ※鳥根原発に関する試料サンプリング調査は、原子力環境センターが実施。 |
| モニタリング測定機器の保守点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥根原発及び人形峠センターに係る周辺環境放射線を測定するために、固定局（3局）、可搬型モニタリングポスト（22基）等の保守管理を行い、設備の適切な維持に努めた。 |

エ 原子力専門家（鳥取県原子力安全顧問）への意見聴取

- ・環境放射線等モニタリング、原子力防災対策、原子力施設の安全対策について、技術的観点から幅広い指導や助言等を得るため、鳥取県原子力安全顧問会議等を開催した。（座長：福山大学工学部名誉教授占部逸正氏 他 計17名）

【原子力安全顧問会議等】

| | |
|-----------------------------|---|
| 令和3年10月15日 （顧問会議：WEB） | 9月17日に原子力規制委員会から受けた人形峠環境技術センターの使用施設の使用変更許可について、原子力安全顧問から意見を聴取した。 |
| 令和3年10月17日 （現地視察） | 9月15日に鳥根2号機が新規制基準に合格（原子炉設置変更許可）したことを受けて、新規制基準対応や安全対策の実施状況について確認するため、原子力安全顧問による鳥根原子力発電所の現地視察を実施した。 |
| 令和3年11月8日 （顧問会議：WEB） | 原子力規制庁から鳥根2号機の新規制基準審査結果、内閣府から原子力防災への取組、資源エネルギー庁から国のエネルギー政策、鳥取県から適合性に関する取りまとめ概要について原子力安全顧問へ説明した。 |
| 令和3年11月17日 （顧問会議：WEB） | 鳥根2号機の新規制基準適合性審査の結果や安全対策等について、原子力安全顧問から意見を聴取した。 |
| 令和4年3月15日 （審査結果の再確認：WEB） | 2月定例県議会において県議会議員から審査結果に関する多数の質問があったため、それらについて県原子力安全顧問も交えて、県及び2市職員が再確認を行った。 |
| 令和4年3月18日 （顧問会議：WEB） | 米子市と境港市の原子力発電所安全対策協議会委員に実施したアンケートによる両委員の意見・質問に対して、原子力安全顧問から説明をjもらった。合わせて、顧問意見に変更がないことを確認した。 |

オ 国等への要望

【主要要望項目】

「原子力防災対策の強化」「周辺地域を含めた安全対策」「汚染水対策」などを国へ要望した。

（令和4年3月25日、3月30日）

2 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・「島根原発に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」に基づき、事業者の安全確保や施設の運転状況等について現地確認や事業者へのヒアリングを実施し、その結果を県ホームページや原子力防災アプリへ掲載するなど、県民へのタイムリーな情報発信に取り組んだ。
- ・島根原発の新規制基準審査において審査状況を把握し、職員間で情報を共有し、審査結果を「島根2号機新規制基準への適合性に関する取りまとめ」として取りまとめ、知識の蓄積を図った。
- ・人形峠センターの使用施設の使用変更許可について、最終的な審査状況を把握し、原子力安全顧問の意見を踏まえた取りまとめを行った。
- ・原子力防災訓練において、感染症流行下における非接触の対応を行うために、オンライン会議システムを活用して、事務局間の常時接続による情報共有や関係機関との会議開催等の訓練を行った。

3 成果及び効果

- ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に係る協定」及び「運営要綱」の改定協議を進め、立地県が有する権利である立入調査権や措置要求権などを認める安全協定に改定することで合意した。
- ・合計184回の新規制基準適合性審査会合の状況をまとめ、「島根2号機新規制基準への適合性に関する取りまとめ」として審査結果の確認を行った。
- ・島根原発における「原子力安全文化の日」、総合防災訓練、消防訓練、低レベル放射性廃棄物の搬出状況等の現地確認を行うとともに、その結果について、県ホームページ等で情報発信を行い県民の安全・安心の確保につなげた。
- ・島根原発及び人形峠センター周辺の空間放射線量の測定、環境試料サンプリング調査等により放射線の環境等への影響がないことを確認し、県民の安全・安心の確保につなげるとともに、県民に分かりやすい情報公開を実施できた。

4 課題

(1) 新規制基準の審査状況の確認等

島根2号機の新規制基準適合性審査に係る後段規制（工事計画認可、保安規定変更認可）の審査状況について、鳥取県原子力安全顧問等に確認していただくことが必要である。

島根原発3号機の審査については、審査中断中であるが、その状況を注視していく必要がある。

(2) 島根原発1号機の廃止措置状況の確認

廃止措置計画に基づき廃止措置が適切に実施されていることを適宜確認することが必要である。また、令和4年度は廃止措置計画の第2段階（原子炉本体周辺設備等の解体撤去期間）に係る変更認可申請が行われる予定であり、中国電力の対応を注視する必要がある。

(3) 広域住民避難計画の更なる実効性向上

関係機関との綿密な連携の下に実施する原子力防災訓練の結果検証や国等からの新たな知見等を反映し、広域住民避難計画等の不断の見直しを行い、更なる計画の実効性向上に努める。

(4) 人形峠センターの廃止措置の確認等

加工施設の廃止措置の状況や使用変更許可を受けた使用施設の機器撤去等の状況について、適宜確認していただくことが必要である。また、平成28年度より開始された新研究「ウランと環境研究プラットフォーム」について、確認していただくことが必要である。

6 決算資料

一般会計（歳入）

（単位：円）

| 区分 | 科目 | 予 算 現 額 | | | | 調 定 額 A | 収入済額 B | 不納欠損額 C | 収入未済額 A-B-C | 備 考 |
|--------|------------------|-------------|------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------|----------------|-----|
| | | 当初予算額 | 補正予算額 | 継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額 | 計 | | | | | |
| 歳 入 | 総務費国庫補助金 | 417,949,000 | 36,755,000 | 21,154,000 | (21,154,000) 454,704,000 | (12,883,400) 450,527,237 | (12,883,400) 450,527,237 | 0 | 0 | |
| | 原子力防災対策 基金繰入金 | 948,000 | △154,000 | 0 | 794,000 | 793,300 | 793,300 | 0 | 0 | |
| | 雑入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,880 | 3,880 | 0 | 0 | |
| | 合 計 | 418,897,000 | 36,601,000 | 21,154,000 | 476,652,000 | 451,324,417 | 451,324,417 | 0 | 0 | |

一般会計（歳出）

（単位：円）

| 区分 | 科目 | 予 算 現 額 | | | | | 支出済額 （決算額） B | 支出済額の内訳 | | 翌年度 繰越額 C | 差引残額 （不用額） A-B-C | 備 考 |
|--------|-------|-------------|------------|-----------------------|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|-----------------|---------------------------|-----|
| | | 当初予算額 | 補正予算額 | 継続費及び 繰越事業費 繰越額 | 予備費 支出及び 流用増減 | 計 A | | 本 庁 | 出納機関 | | | |
| 歳 出 | 諸費 | 0 | 0 | 0 | 51,410,629 | 51,410,629 | 51,410,629 | 51,410,629 | | 0 | 0 | |
| | 防災総務費 | 418,897,000 | 36,601,000 | 21,154,000 | 0 | (21,154,000) 476,652,000 | (12,883,400) 414,521,641 | (12,883,400) 414,489,221 | 32,420 | 13,794,000 | (8,270,600) 48,336,359 | |
| | 合 計 | 418,897,000 | 36,601,000 | 21,154,000 | 51,410,629 | (21,154,000) 528,062,629 | (12,883,400) 465,932,270 | (12,883,400) 465,899,850 | 32,420 | 13,794,000 | (8,270,600) 48,336,359 | |

7 事業別実施状況調べ

(単位：円)

| 事業名 | 予 算 現 額 | | | | | 支出済額 (決算額) B | 翌年度 繰越額 C | 差引残額 (不用 額) A-B-C | 執行 率 B/A | 事業計画と実績・成果、繰越、 不用額の理由等 |
|--------------------------|-------------|------------|-----------------------|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|----------------------------|----------------|---|
| | 当初予算 額 | 補正予算額 | 継続費及び 繰越事業費 繰越額 | 予備費 支出及び 流用増減 | 計 A | | | | | |
| (諸費) 諸費 | 0 | 0 | 0 | 21,154,000 | 21,154,000 | 21,154,000 | 0 | 0 | 100 | ・令和2年度原子力発電施設等緊急時 安全対策交付金及び令和2年度放射 線監視等交付金の額確定に伴う返還 金 |
| 目 計 | 0 | 0 | 0 | 21,154,000 | 21,154,000 | 21,154,000 | 0 | 0 | 100 | |
| (防災総務費) 原子力防災対策 事業 | 418,897,000 | 36,601,000 | 21,154,000 | 0 | (21,154,000) 476,652,000 | (12,883,400) 414,521,641 | 13,794,000 | (8,270,600) 48,336,359 | 87.0 | ・事業の成果：「5 主な事業に関する 調べ」のとおり ・不用額：契約差金及び訓練・研修会 等の実施の見直しにより不執行が発 生。 繰越理由：境港市が実施する新庁舎建 設工事の工期が遅れることに伴い、 年度内に移設作業が実施不可能と なったため |
| 目 計 | 418,897,000 | 36,601,000 | 21,154,000 | 0 | (21,154,000) 476,652,000 | (12,883,400) 414,521,641 | 13,794,000 | (8,270,600) 48,336,359 | | |
| 合 計 | 418,897,000 | 36,601,000 | 21,154,000 | 21,154,000 | (21,154,000) 528,062,629 | (12,883,400) 465,932,270 | 13,794,000 | (8,270,600) 48,336,359 | | |

8 予備費の充用調べ
該当なし

9 繰越関係調べ

(1) 継続費遞次繰越調べ
該当なし

(2) 繰越明許費調べ

(単位：円)

| 科目 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | | 繰越理由 |
|-------|------------|------------|------------|---------|---|------------|---|------|--|
| | | | | 既収入特定財源 | | 未収入特定財源 | | 一般財源 | |
| | | | | | | 国庫支出金 | | | |
| 防災総務費 | 原子力防災対策事業費 | 13,794,000 | 13,794,000 | 0 | 0 | 13,794,000 | 0 | 0 | ・境港市が実施する新庁舎建設工 事の工期が遅れることに伴い、 年度内に移設作業が実施不可能 となったため。 |
| 合 | 計 | 13,794,000 | 13,794,000 | 0 | 0 | 13,794,000 | 0 | 0 | |

(3) 事故繰越調べ
該当なし

10 収入証紙取扱調べ
該当なし

11 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況
該当なし

(2) つり銭の状況
該当なし

12 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和4年3月31日現在)

| 行政・普通 財産の 区分 | 機関名又は 施設名等 | 所在地 | 前年度末 | | 本年度異動状況 | | | | | 本年度末 | | 備考 | |
|--------------------|---------------|---|-----------|-----------|---------|-----|-----------|-----------|------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | | 面積 (㎡) | 価額 (円) | 増減 別 | 異動日 | 面積 (㎡) | 価額 (円) | 増減理由 | 登記 年月日 | 面積 (㎡) | | 価額 (円) |
| 行政 財産 | 木地山局 敷地 | 三朝町木地山 678-2、3 | 145.85 | 521,112 | 増加 | | | | | H | 145.85 | 521,112 | |
| | | | | | 減少 | | | | | H | | | |
| | 原子力防 災用地 | 鳥取市松原 256-1, 257-1, 257-2, 261, 262 | 4790.00 | 不明 | 増加 | | | | | | 4790.00 | 不明 | |
| | | | | | 減少 | | | | | | | | |
| 計 | | | 4935.85 | 521,112 | | | | | | | 4935.85 | - | |
| 合計 | | | 4935.85 | 521,112 | | | | | | | 4935.85 | - | |

イ 建物

(令和4年3月31日現在)

| 行政・普通 財産の 区分 | 機関名又は 施設名等 | 所在地 | 前年度末 | | 本年度異動状況 | | | | | 本年度末 | | 備考 | | |
|--------------------|---------------|-------------------|-----------|------------|---------|-----|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------------|------------|--|
| | | | 面積 (㎡) | 価額 (円) | 増減 別 | 異動日 | 面積 (㎡) | 価額 (円) | 増減理由 | 登記 年月日 | 面積 (㎡) | | 価額 (円) | |
| 行政 財産 | 木地山局 | 三朝町木地山 678-2、3 | 36.45 | 12,795,000 | 増加 | H | | | | | H | 36.45 | 12,795,000 | |
| | | | | | 減少 | H | | | | | H | | | |
| | 米子局 | 米子市河崎 2677 | 13.80 | 6,856,000 | 増加 | H | | | | | H | 13.80 | 6,856,000 | |
| | | | | | 減少 | H | | | | | H | | | |
| | 境港局 | 境港市上道 3001 | 13.80 | 6,856,000 | 増加 | H | | | | | H | 13.80 | 6,856,000 | |
| | | | | | 減少 | H | | | | | H | | | |
| 計 | | | 64.05 | 26,507,000 | | | | | | | 64.05 | 26,507,000 | | |
| 合計 | | | 64.05 | 26,507,000 | | | | | | | 64.05 | 26,507,000 | | |

ウ 山林
該当なし

エ 不動産売却等
該当なし

オ 財産の交換
該当なし

カ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）
該当なし

キ 物権
該当なし

ク 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）
該当なし

コ 出資による権利
該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況
有

イ タクシーチケットの保有状況

(令和4年3月31日現在)

| 前年度末未使用枚数 | 本年度中 | | 本年度末未使用枚数 |
|-----------|------|----------|-----------|
| | 購入枚数 | 使用枚数及び金額 | |
| 32枚 | 枚 | 枚 | 32枚 |
| | | 円 | |

タクシーチケットの保有枚数は前年度以前から32枚であり、監査資料に記載した当初の担当者の転記誤りである。
各年ともチケットを使用していないことから、前年度の保有枚数をそのまま記載し続けており、誤りが判明したものである。

(3) 基金
該当なし

(4) 債権
該当なし

1.3 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地
該当なし

イ 建物

(2) 物品（1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの）
該当なし

1.4 借受不動産明細調べ
該当なし

1.5 職員車場の管理状況調べ
該当なし

1.6 寄附物件の受納状況調べ
該当なし

17 備品の処分状況調べ

| 品名 (規格・銘柄) | (保管換年月日) 取得年月日 | 不用決定年月日 | 処 分 | | | | 備 考 |
|---|-------------------|-----------|---------|--------------------|------------|--------------|-----------------|
| | | | 売払棄却の別 | 売払方法・ 棄却理由 | 処 分 年月日 | 売払額・ 処分費用 | |
| 呼吸器用高圧コンプレッサー (ノウアー社製 MARINER-2 M3E/SP-2) 1台 | H. 15. 3. 5 | R4. 2. 25 | 棄却 (譲渡) | 無償・公共の用途で機 器を運用 | R4. 3. 7 | 0 | 棄却先 (中 部消防局) |
| 合 計 | | | | | | 0 | |

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

無

(2) 物品確認の実施状況

有

19 貸付金等状況調べ

該当なし

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

該当なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

(例：日程、資料様式、その他監査に関する要望、改善点等)